各運動公園利用誓約書

（５年更新）

令和　　年　　 月　　 日

神戸市長　様

　運動公園使用要領を理解し、下記の項目を遵守することを誓約いたします。

　また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約し、上記の事実確認のため、申請者の個人情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

1. 運動公園の使用に当たっては，善良なる管理者の注意をもって使用します。

使用中に施設を損傷または汚損した場合は，施設の復旧または生じた賠償額を賠償します。

1. 火災や盗難の防止，その他，他人に迷惑をかけないよう必要な注意を払います。

万一，第三者に損害を及ぼしたときは，自己の責任において解決します。

1. 火気の使用や喫煙，飲食，飲酒はしません。
2. 最小限の競技人数で利用するなど密集を避け，感染症予防対策を行います。
3. 施設を使い終わったら入念に片づけ清掃し，直ちに施設等を原状回復します。
4. 使用許可条件や遵守事項に違反した場合，許可の取り消し及び取り消し以降の使用を認められなくても異議申し立ていたしません。

上記の事項を遵守し，誓約いたします。

（自筆署名）

　住　所：

会社名：

氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第４条　市長は，必要があると認めるときは，平成22年５月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて，次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき，本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 経理契約に関連して次に掲げる者

　　省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

　省略

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア　公有財産規則第26条に規定する使用許可申請書を部局の長に提出した者

イ　部局の長が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては，当該使用許可に係る使用者

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，次に掲げる者

(ｱ) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(ｲ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 委託契約等に関連して次に掲げる者

　省略

(5) 指定管理者に関連して次に掲げる者

　省略

(6) 前各号に掲げるもののほか，これらの者に準ずる者として市長が認める者

２　前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては，神戸市個人情報保護条例（平成９年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第５条　前条第１項に規定する次条各号に定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等について暴力団員が，役員として又は実質的に，経営に関与していること。

(2) 前条第１項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては，当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第１項各号に掲げる者が，暴力団員を，相当の責任の地位にある者として使用し，又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが，自己，自己が経営する法人等，自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため，又は第三者に損害を与えるために，暴力団の威力を利用していること。

ア　前条第１項各号に掲げる者

イ　前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等の役員

ウ　前条第１項各号に掲げる者に使用される者であって，相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い，その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等に関係する事業者であることを知りながら，当該事業者に下請負又は再委託を行い，その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。